

奈良県告示第三百三十四号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四百四号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年十二月十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
市村 浩子	まつい鍼灸整骨院 大和高田市高砂町七一七― 一〇二	平成二十六年五月三十日
芝 純平	かしはら鍼灸接骨院 橿原市西池尻町五〇六―五	平成二十六年六月三十日
長尾 幸治	なおや鍼灸整骨院 橿原市東坊城町二一〇―九	平成二十六年六月三十日
高原 渉	高原鍼灸接骨院 北葛城郡河合町星和台二―五 ―七―一〇三	平成二十六年六月三十日
野村 武史	野村鍼灸院 大和高田市昭和町三一―一九	平成二十六年六月三十日